

平成十年政令第三百四十五号

## たばこ特別税に関する政令

内閣は、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第二百三十七号）第十一条第三項において準用するたゞこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十六条第六項並びに一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十三条第一項及び第二項、第二十条第二項並びに附則第三条及び第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条** この政令において「製造たばこ」又は「保税地域」とは、それぞれ一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定

(控除又は還付を受けようとするたばこ特別税額に関する書類)

**第二条** 法第十一一条第三項において準用するたばこ税法第十六条第六項に規定する政令で定める書類は、たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第十条第三項に規定する書類で、同項第一号に掲げるたばこ税額に当該製造たばこに係るたばこ特別税額を合わせて記載したものとする。  
(目次の是共)

**第三条** 法第十三条第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、たばこ税法第二十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定により担保を提供する者又は同条第三項後段若しくは同法第十三条第一項の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、たばこ税額の八百九十二分の百八に相当するたばこ特別税額をあわせて担保

しなければならない  
たゞこ税法第十一一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「八百九十二分の百八」とあるのは、「九百四十六分の五十四」とする。

(担保についての税金規則等の適用の特例) つづいては、固有通則去(召和三十七年去津第六十六号)及び国税通則去(昭和三十七年支命第百三十五号)の規定による取扱い是共、左記通り、  
第一項につづいての税金規則等の適用の特例  
寺利税法(税法等)の規定によることとし、

外貨の譲り受け等による所得の課税の特例(たゞこの特別税率に係るたゞこの税法施行令等の適用の特例)

第一欄	第五条	たはこの特別税に係る次の表の第一欄に掲げる政令の適用については	同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は	それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする
第二欄				
第三欄				
第四欄				

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令第十八条第四項、第二十 （昭和三十一年政令第百号）	地方揮発油税	地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税
三条第一項、第二十六条	これらの税	そひぞく軍需由税及び地方軍需由税又はたばこ税及びたばこ特別税

の七第二項及び第二十七  
条第三項

第三十一条	規定する揮発油 地方揮発油税を	規定する揮発油又は製造たばこ 地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税をそれぞれ
-------	--------------------	---

国税通則法施行令	
第四十六条第三号	たばこ税
第百一十九条第一項	たばこ税及びたばこ特別税

年法律第百三十七号)第二十一条第一項又は第三項(罰則)の罪

の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）たばこ税法第十一条第一項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次号において「特別措置法」という。）第十二条第一項

第十六条第二項 指定油である場合 指定油又は製造たばこである場合

地方揮発油税を	地方揮発油税又はたばこ税及びたばこ特別税をそれぞれ
これらの税の税額の合算額を	揮発油税及び地方揮発油税の税額の合算額又はたばこ税及びたばこ特別税の税額の合算額をそれ
ぞれ	ぞれ

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）	第三条第一項第七号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	第三十九条の九の二第税率	税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第二百三十七号。第五十三条の二第四項において「特別措置法」という。）第八条第一項に規定するたばこ特別税の税率、	税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第二百三十七号。第五十三条の二第四項において「特別措置法」という。）第八条第一項に規定するたばこ特別税の税率、
たばこ事業法施行令（昭和六十年政令第二十一号）	第五十三条の二第四項 別表第八九号	税率、 第十八条	税率、特別措置法第八条第一項に規定するたばこ特別税の税率、 第十八条及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第二百三十七号。第十二条第一項（たばこ税法第十八条に係る部分に限る。）に規定するたばこ特別税の税率、

附則  
(施行期日)

- 第一条 この政令は、平成十年十一月一日から施行する。  
(手持品課税に係る申告等)
- 第二条 法附則第三条第二項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第一条 法附則第三条第二項に規定する小売販売業者にあっては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項に規定する営業所。以下この条において同じ。の所在地及び名称
- 二 貯蔵場所（法第十九条第二項に規定する保税地に入れたときは、当該保税地の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該製造たばこの区分（同条第二項第一号に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。）及び区分ごとの数量、その置かれている保税地域の所在地及び名称並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書を当該税関長に提出し、同条第五項の承認を受けて廃棄しなければならない。
- 三 法附則第三条第五項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該製造たばこが同条第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類で同条第二項の税務署長から交付を受けたもの（当該製造たばこにつき当該確認を受けようとする者と同条第一項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けたもの）を添付し、これを同条第五項の税関長に提出しなければならない。
- 四 前項の申請書の提出を受けた税関長は、法附則第三条第五項の確認を受けたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。
- 五 その他参考となるべき事項
- 一 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
- 二 当該製造たばこの所在地及び名称
- 三 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量
- 四 当該製造たばこの輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称
- 五 その他参考となるべき事項
- 六 前項の申請書の提出を受けた税関長は、法附則第三条第五項の確認を受けたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。
- 七 法附則第三条第六項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該製造たばこが同条第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類で当該製造たばこにつき同項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けたものを添付し、これを同条第六項の税務署長に提出しなければならない。
- 八 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 当該製造たばこの所在地及び名称
- 九 第六項の規定は、前項の場合について準用する。
- 十条 法附則第三条第六項第一号に規定する政令で定めるものは、同項に規定する製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこのうち同条第一項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべきものでたばこ税の控除等に関する経過措置
- 十 第三条この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ（法附則第三条第一項の規定の適用を受けるもの）につき、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十五号。以下「災害被害者租税減免法」という。）第七条第一項の規定の適用がある場合において、同項の規定による控除を受けよ

うとする月分が平成十年十二月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、たばこ税法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しない月とみなして、災害被患者租税减免法第七条第四項及び災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の施行に関する政令（以下「災害被害者租税减免法施行令」という。）第十三条第二項の規定を適用する。この場合において、たばこ税法第十七条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額（たばこ特別税に関する政令附則第三条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし。）」とする。

2 施行日前に保税地域から引き取られた製造たばこ（法附則第三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、災害被害者租税减免法第七条第一項の規定の適用がある場合において、同項の規定による控除を受けようとするときは、災害被害者租税减免法施行令第十三条第一項第二号の申告書の提出がないものとみなして、災害被害者租税减免法施行令第十三条第三項の規定を適用する。この場合において、たばこ税法第十八条第一項の規定の適用については、同項第三号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額（たばこ特別税に関する政令附則第三条第二項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除く。）」とする。

#### 附 則（平成一一年三月三一日政令第一〇六号）抄

1 この政令は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第十四号）の施行の日から施行する。

#### 附 則（平成一一年三月三一日政令第一二〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略  
六 第四十五条の二第一項、第二項及び第四項の改正規定並びに第四十五条の三第一項の改正規定並びに附則第二十五条（附則第十四項、第十六項及び第十七項の改正規定に限る。）、第二十七条规定及び第三十八条の規定 平成十一年五月一日

#### 附 則（平成一一年七月一二日政令第三七六号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律の一一部の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

#### 附 則（平成一五年三月三一日政令第一三九号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略  
三 附則第三十九条及び第四十条の規定並びに附則第四十二条中国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）附則第十四項、第十六項及び第十七項の改正規定に限る。）、第二十七条规定及び二略  
十五年七月一日

#### 附 則（平成一八年三月三一日政令第一三五号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則（平成一〇年六月二七日政令第二一〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

#### 附 則（平成一一年三月三一日政令第一一〇七号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二二年三月三一日政令第六〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

#### 附 則（平成二七年三月三一日政令第一四四号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。

#### 附 則（平成二九年三月三一日政令第一一二号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成二九年三月三一日政令第一一二号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

一及び二 略  
（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三　目次の改正規定、第一条の改正規定、第五条第六号の改正規定（同号ハに係る部分を除く。）、第十二条の改正規定及び本則に一章を加える改正規定並びに附則第三条から第十五条までの規定

平成三十年四月一日

**附 則（平成三十一年三月三十日政令第一三七号）抄**

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

（たばこ特別税に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　平成三十年十月一日から令和三年九月三十日までの間ににおける前条の規定による改正後のたばこ特別税に関する政令（以下この条において「新令」という。）の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成三十年十月一日から令和二年九月三十日まで	第三条第一項	八百九十二分の百八	八百七十六分の百二十四
	第三条第二項	八百九十二分の百八	八百七十六分の百二十四
	九百四十六分の五十四	九百四十六分の五十四	九百三十八分の六十二
令和二年十月一日から令和三年九月三十日まで	九百四十六分の五十四	八百九十二分の百八	八百八十五分の百二十五
	九百四十六分の五十四	八百九十二分の百八	八百八十五分の百十五
	九百四十六分の五十四	九百四十一分の五十八	九百四十一分の五十八

2　前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から令和元年九月三十日までの間ににおける所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第四十九条に規定する紙巻たばこ三級品（附則第十条第二項において「紙巻たばこ三級品」という。）に対する新令第三条第一項の規定の適用については、同項中「八百九十二分の百八」とあるのは、「八百六十六分の百三十四」とす

る。

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（附 則（令和六年三月三十日政令第一四七号）抄

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十月一日から施行する。